

## Ⅱ 森林づくりの取組状況



# 1 森林づくりの方向性

## (1) 長野県ふるさとの森林づくり条例

県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」を平成16年10月に制定しました。

### 『長野県ふるさとの森林づくり条例』の概要

平成16年10月14日公布・施行  
(一部 平成17年1月1日施行)

#### 森林づくりの基本理念・方針

##### ◆ 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

##### ◆ 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

#### 森林づくりに関するそれぞれの責務

県	県民	森林所有者	事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>● 基本理念等に則した施策の策定・実施</li><li>● 県民・森林所有者との協働</li><li>● 国・市町村との緊密な連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加</li><li>● 県が実施する施策への協力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保</li><li>● 県が実施する施策への協力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力</li><li>● 開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮</li></ul>

#### 森林づくりに関する県の基本的な施策

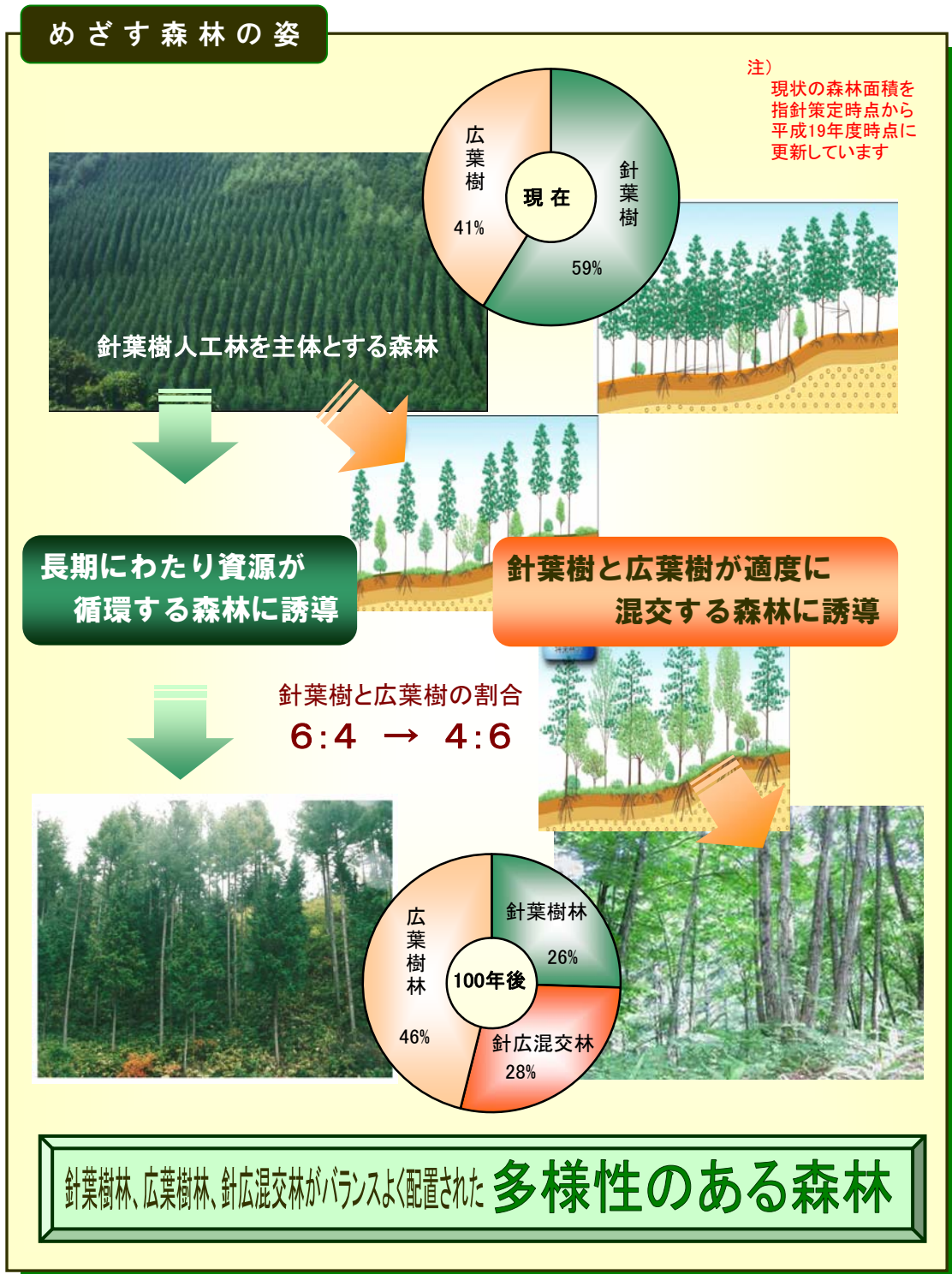
森林づくり指針	基本的な施策
本県の目指すべき森林の姿と、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本指針の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県民の主体的な参加の促進</li><li>● 県外における理解と協力</li><li>● 森林の整備の推進及び保全の確保</li><li>● 県産材利用の促進</li><li>● 林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展</li><li>● 森林空間の多面的利用の促進</li><li>● 山村地域の活性化</li></ul>

※ そのほか、「新たな仕組み」として、①森林整備保全重点地域制度、②里山整備利用地域制度を定めています。

## (2) めざす森林の姿と展開方向(森林づくり指針)

「長野県ふるさとの森林づくり条例」の規定に基づき、平成17年6月に「森林づくり指針」を策定しました。

これは、100年先、すなわち22世紀の長野県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向を明らかにするとともに、今後おおむね10年間の県施策の展開方法を定めたものです。



## 展開方向

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、今後の維持・管理に最低限どこまで人的関与をすべきかを考慮し、その範囲や方法を次の3つの方法に区分して森林づくりを進めます。

### 循環林

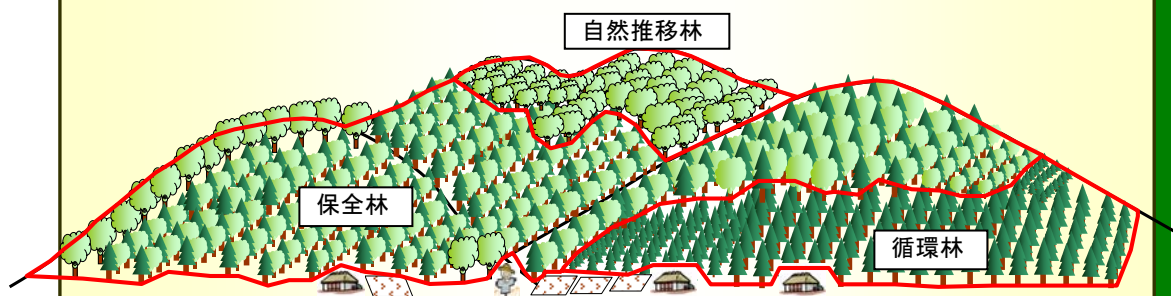
- 持続可能な木材等の生産を目標とし自然環境に配慮しながら維持・管理します。
- 高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。

### 保全林

- 公益的機能の持続的発揮を主な目標として、維持管理します。
- 水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林は、その機能を高める整備を行います。
- 生活環境の保全等の公益的機能の高い森林は、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。
- いずれも強度の間伐など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。

### 自然推移林

- 奥地または林内路網から遠距離(500m以上)に位置し、今後の持続的な整備が困難な森林には、原則として手を加えず自然力を最大限活用して管理していきます。



### 針広混交林への誘導の方法

第1段階(現在から概ね20年間)

【強度間伐を中心とした健全な森林づくりの重点実施期間】

自然力によって下層への広葉樹を誘導



第2段階(概ね30年間)

【単純な一斉林から多様性のある森林への誘導段階】

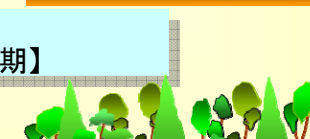
発生した広葉樹を育成し、針広混交林へと誘導



50年後

【整備、利用、再生等が循環に行われる段階への移行期】

下層の広葉樹の生長によって針広混交林へ移行



22世紀

【針広混交林が成熟し多様性のある森林が支える森林社会の実現へ】



### (3) 信州の森林(もり)づくりアクションプラン

特に、喫緊の課題である間伐の計画的な実行確保を図るため、平成17年6月の「森林づくり指針」策定と同時に「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」を策定しました。

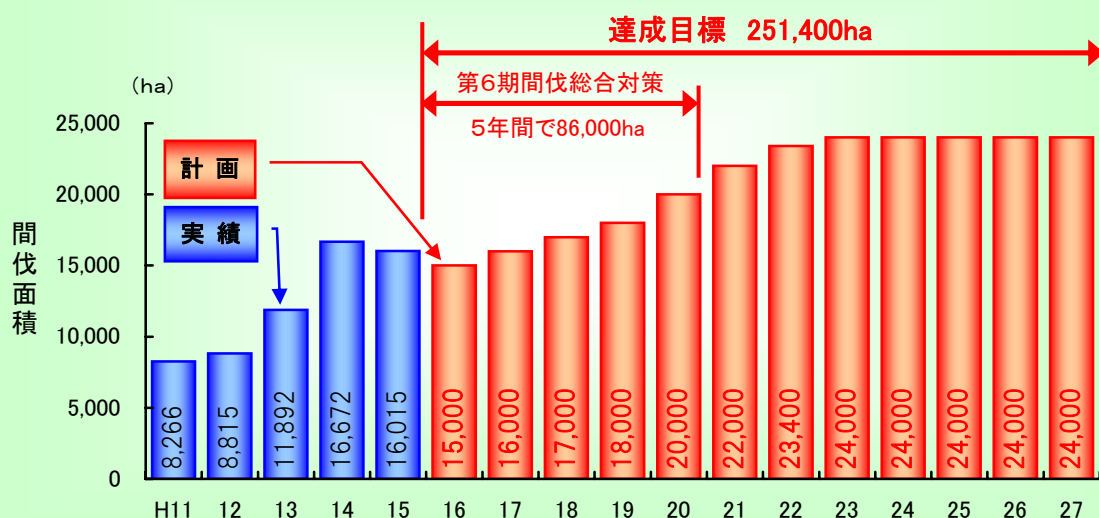
間伐すべき森林(25万1,400ha)をすべて整備するとともに、間伐材の搬出・利用を促進するという、現在の重点課題に対する「行動計画」に位置づけて取り組んでいます。

#### 『信州の森林(もり)づくりアクションプラン』の概要

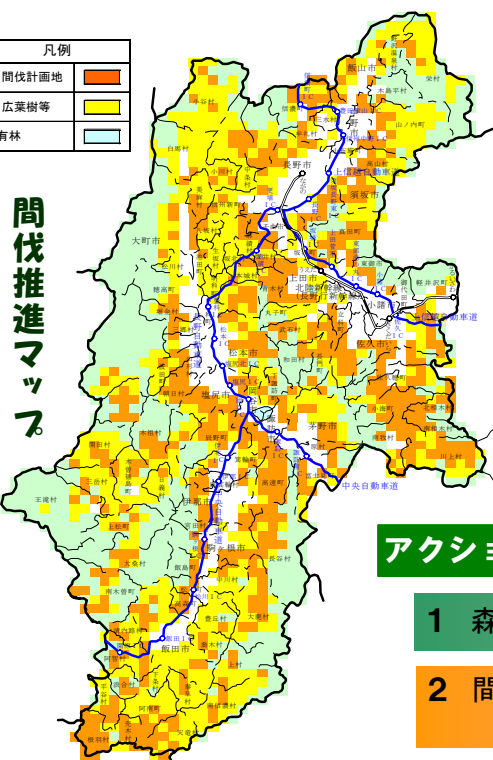
<平成17年6月10日策定>



平成27年度までに長野県の民有林における間伐すべき森林、  
県土の5分の1にあたる251,400haすべてを手入れします。



間伐計画地	オレンジ色
民有林	黄色
広葉樹等	緑色
国有林	水色



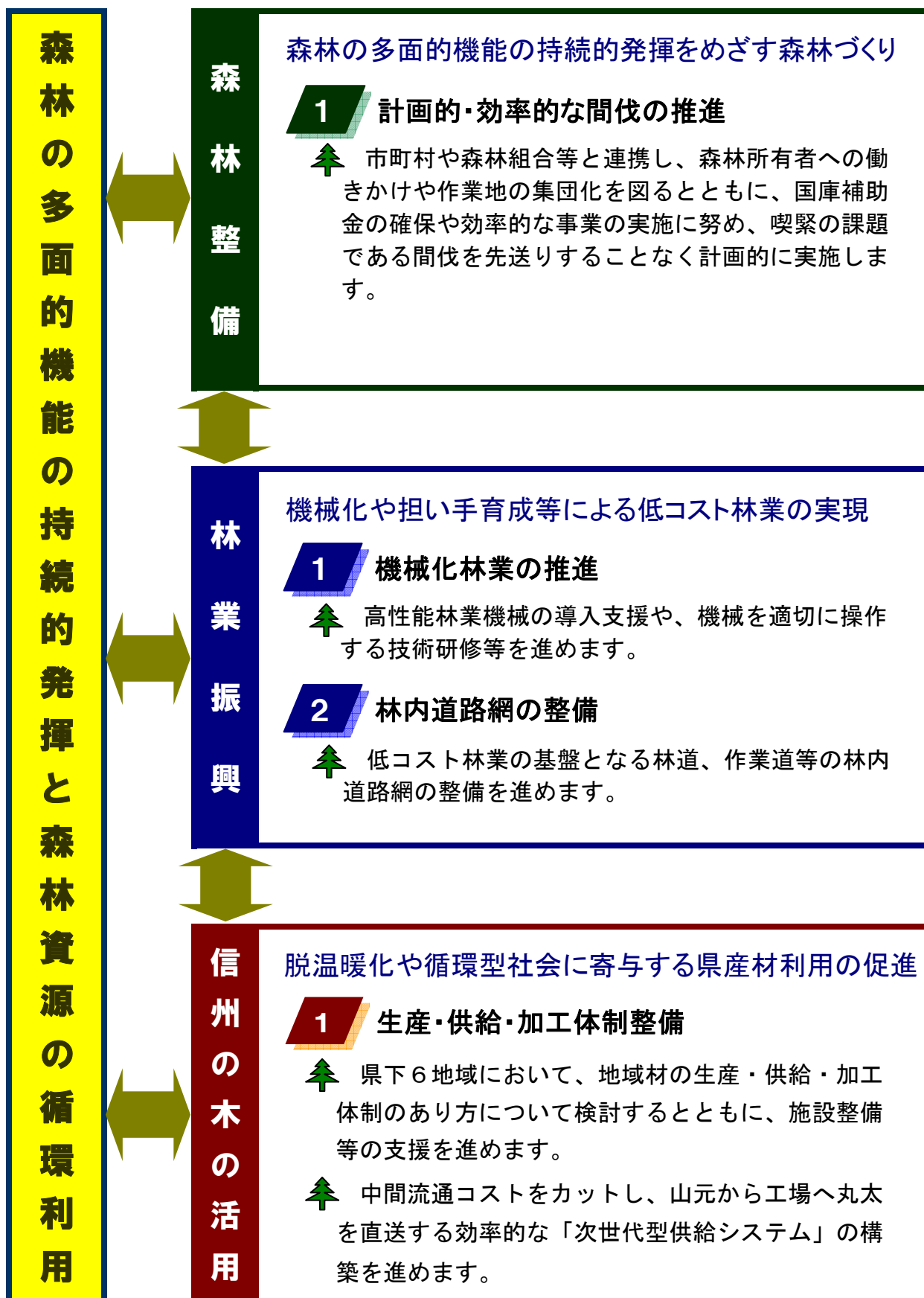
#### 間伐材の搬出・利用を促進

- ◆高性能林業機械  
整備台数 75台(H15) → 180台(H27)
- ◆素材生産量(国有林+民有林)  
年間 245千 $m^3$ (H15) → 335千 $m^3$ (H27)
- ◆木造住宅  
(信州の木を50%以上利用し、助成等を活用)  
年間 66戸(H15) → 1,000戸(H27)
- ◆ペレットストーブ  
整備台数 150台(H15) → 3,700台(H27)




#### アクションプランを実行することにより

- 1 森林の多面的機能の向上を図ります
- 2 間伐材を有効に利用することで、  
循環型社会に寄与します


(4) 森林・林業施策の取組方向





## 2 安心・安全の確保のための治山事業等の推進

-  保安林の間伐等を積極的に進め、健全な森林を育成し、災害に強い森林の維持造成を進めます。
-  山地を起因とする災害を防止するため、被災箇所の早期復旧を図るとともに、地域における防災ソフト事業を推進します。
-  県土の保全及びマツタケなどによる地域振興を図るため、関係市町村と連携して松くい虫対策を実施し、被害の沈静化を図ります。


## 3 多様な生物が共生する環境づくりの推進

-  強度の間伐による広葉樹の誘導・育成等を図り、野生鳥獣が生息しやすい環境をつくるとともに、野生鳥獣の被害防除対策や捕獲対策、集落周辺の環境整備を進めます。



## 3 森林づくりの担い手育成

-  財団法人長野県林業労働財団等と協働して、新規参入者の促進、就労者の技術養成、就労環境の整備等を総合的に実施します。
-  自立的な経営をめざす森林組合活動を支援するとともに、低コスト林業を実践できる機械化事業体の育成を進めます。


## 4 活力ある山村づくりの推進

-  特用林産物の生産振興や、森林セラピー等の森林空間を活用した新たな地域活性化策を推進します。

## 2 住宅等への県産材利用の推進

-  県内メーカー等と協働し、一般住宅への県産材利用の拡大を進めるとともに、首都圏等への県産材の販路拡大を進めます。
-  公共事業や物品調達などで県自らが率先して県産材を利用するとともに、木造公共施設の建築支援等を進めます。

## 3 木質バイオマスの利用推進

-  ペレットストーブやボイラーの導入を促進し、県産材利用と温暖化防止、循環型社会の構築をめざします。

森林・林業施策体系と「森林づくり指針」に掲げる数値目標





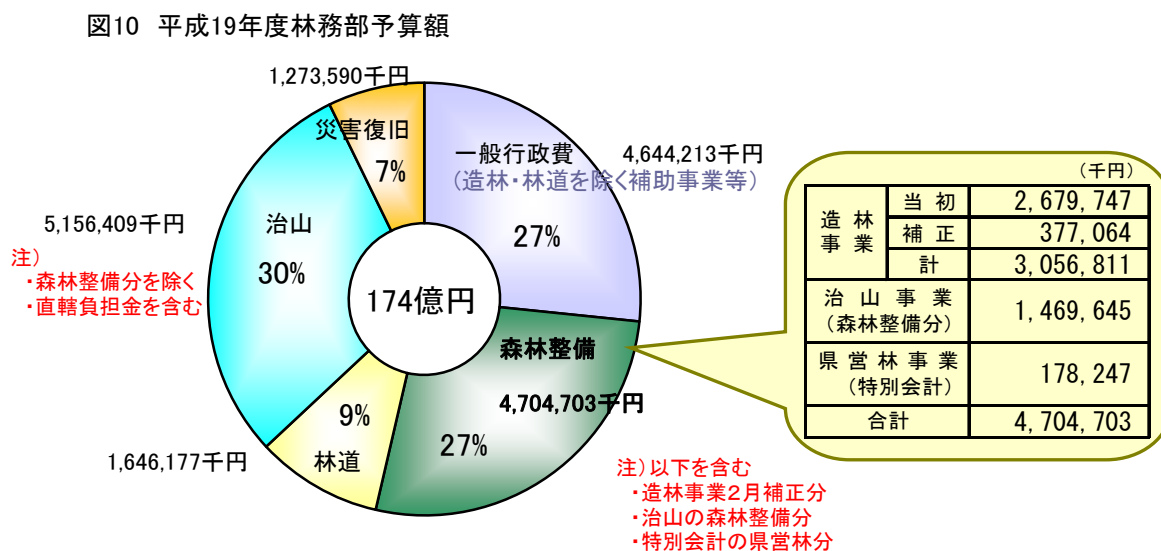
## 2 森林づくりの取組状況と今後の課題

### (1) 森林整備事業の実施状況

「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」に基づき、現在、森林の多面的機能の持続的発揮をめざす森林整備事業を実施しています。

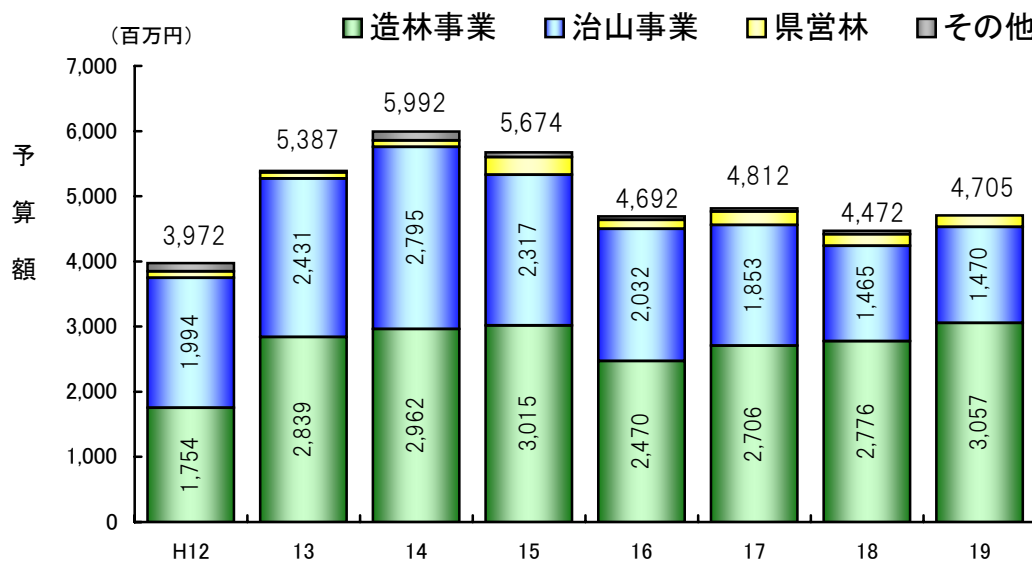
実施にあたっては、国庫補助金の確保に努め、「森林所有者等が自ら行う森林整備」への支援に加え、森林の機能発揮を図る上で特に重要な地域や保安林等において、市町村または県が主体となつて行う「公的な森林整備」を進めています。

平成19年度の県予算においては、県民の生命・財産を守る安全な地域づくりをめざした「減災」対策として、森林整備事業を主要施策に位置付けて取り組んでいます。



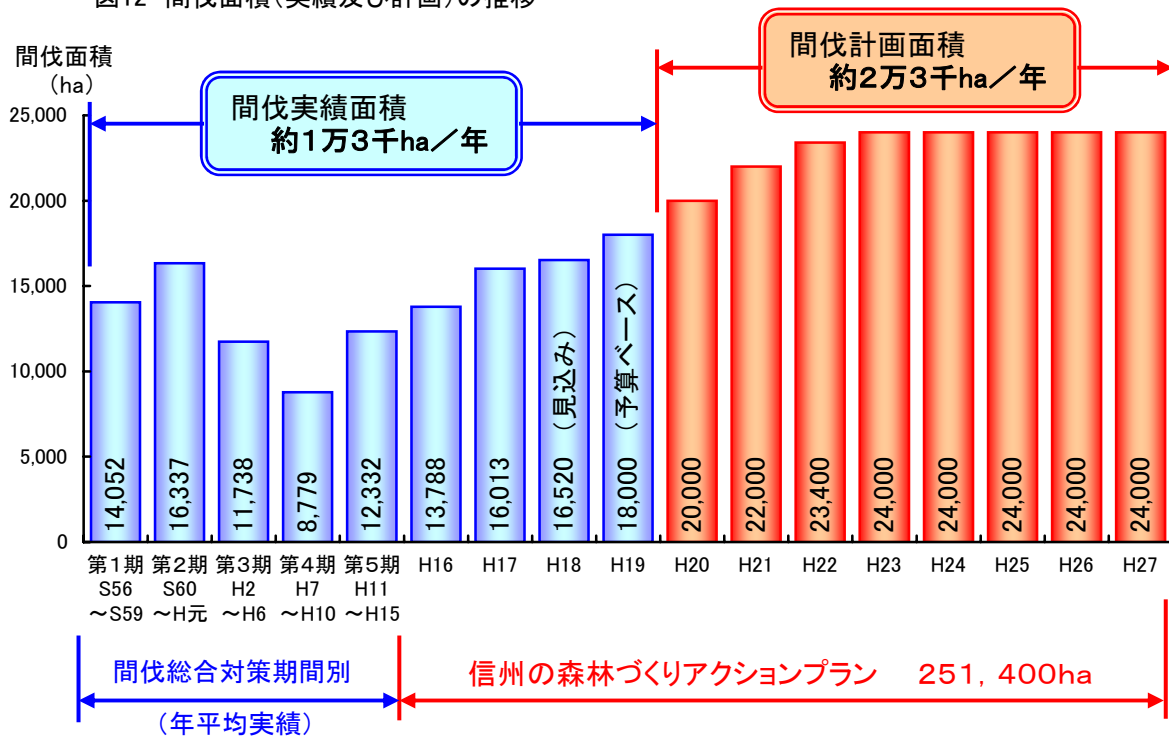
(資料：森林政策課業務資料)

図11 森林整備事業の県予算額の推移



(資料：森林政策課業務資料)

図12 間伐面積(実績及び計画)の推移

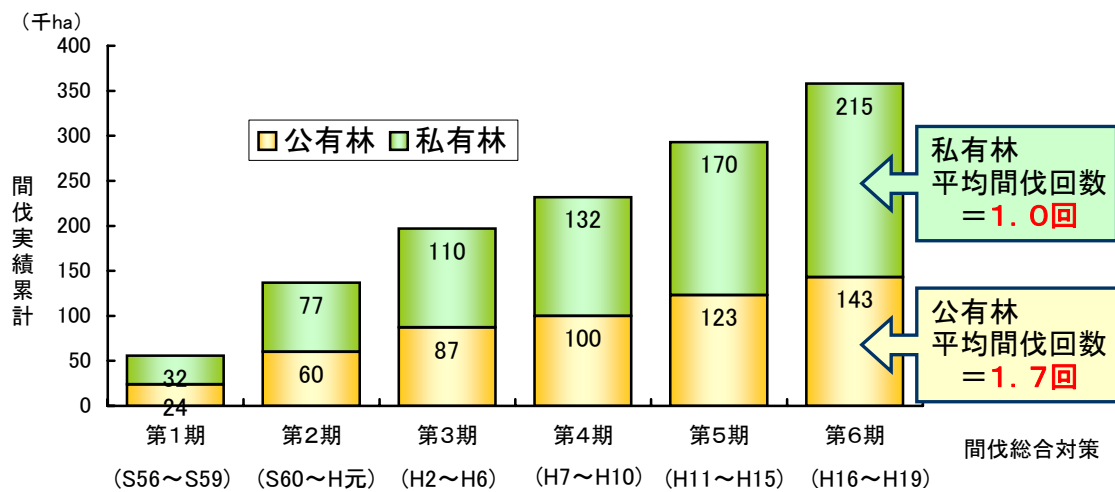


県では、森林づくりの主体となった間伐を計画的に推進するため、昭和56年度から「間伐総合対策」として取り組み、本年度までの27年間で延べ面積約36万ha、年平均で約1万3千haの間伐を実施してきていますが、間伐が必要な人工林（11年生から60年生）での間伐実施状況は、全体平均で1.2回にとどまっています。

特に、個人所有等の私有林では今までの間伐回数が平均1.0回であり、間伐がまったく実施されずに高齢級を迎えた森林が多い状況となっています。

これら私有林の多くは集落周辺の里山に位置していますが、山地災害の防止等の機能を高める観点から、その整備を進めるためには公的な関わりが必要となっています。

図13 間伐実績累計と平均間伐回数



注：1 第6期の18年度分は見込み、19年度分は計画面積を16～17年度の割合で按分して加算。

2 平均間伐回数 = (間伐実績累計) ÷ (現在の11～60年生の人工林面積)  
(第1期時点の間伐実施11～35年生は、現在の36～60年生)

## (2) 森林づくりを進めるにあたって

### (森林づくりの必要性)

山地災害の防止等の森林のもつ公益的かつ多面的な機能への県民の期待に応じていくためには、いかに森林を良好な状態に保つかが大きな課題となっています。

特に、平成18年7月に発生した豪雨災害によって、間伐の重要性が再認識されたところであり、安全で安心できる県民の豊かな暮らしを実現できるよう、災害に強い森林づくりを一層推進していく必要があります。

### (持続的な林業生産活動の推進)

森林は、林業生産活動の中で適切に管理することにより多面的機能の発揮が期待できますが、手入れが十分でない状況が進めば、循環型資源である木材の生産はもとより、森林の公益的な機能の発揮にも支障をきたす恐れがあります。

民有林の面積の75%は私有林であり、森林の整備・保全を進めるためには、林業の採算性を向上させ、森林所有者の施業意欲を向上させることも必要です。

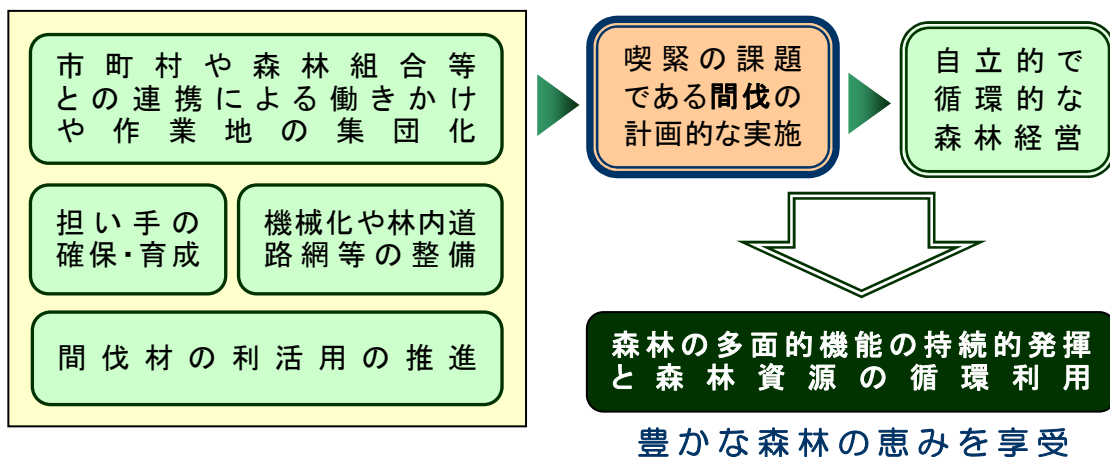
持続的な林業生産活動を推進し、将来にわたってすべての県民が恩恵を享受できるよう森林の多面的な機能を発揮させていくためには、コスト縮減のための作業地の集団化、林業従事者の確保・育成、高性能林業機械の導入、林内道路網の整備、県産材の供給体制整備と需要拡大などの取組を同時に進めながら、一つ一つの課題を解決していく地道な努力が必要となっています。

### (課題解決に向けて)

現在、林齢が36年生から50年生までに集中していることから、これからの約10年間は集中的に間伐を実施しなければならない時期を迎えています。

人工林は、林齢60年生までに適切に間伐を行うことにより、その後、自立的で循環的な森林経営が期待でき、豊かな森林の恵みをいつまでも享受できるようになると考えられます。

この間伐の実行確保を図るためには、市町村や森林組合等との連携により、森林所有者への働きかけや作業地の集団化を進めるとともに、担い手の確保・育成や機械化・林内道路網等の実行体制の整備、間伐材の搬出・利用に至るまでの取組を、総合的かつ効果的に進めていくことが重要となっています。



### (3) 財源確保の必要性

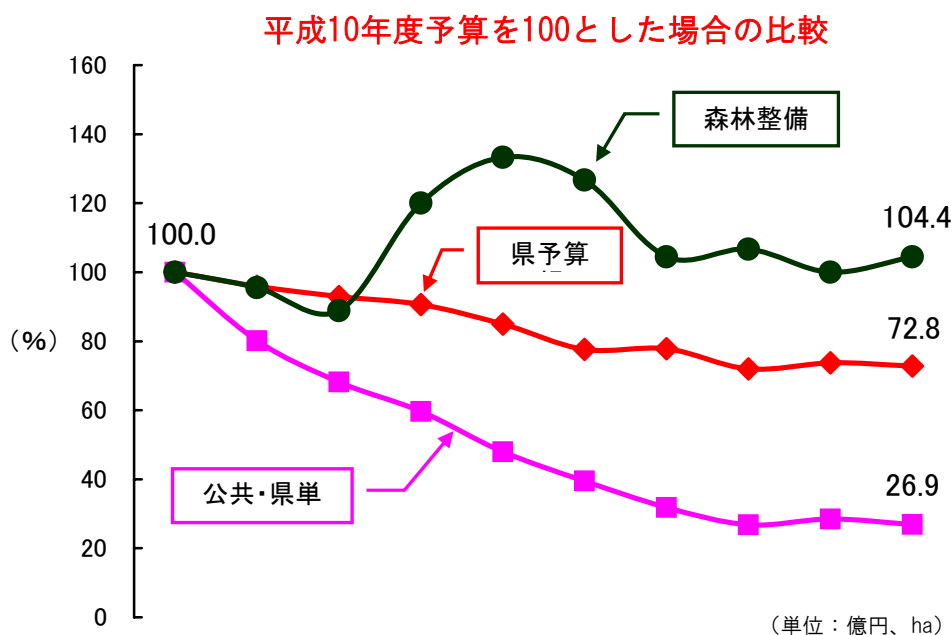
長野県の財政状況は、歳入面では、景気の回復により県税収入が増加傾向にあるものの、本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いています。

一方、歳出面では、社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費や人件費などの義務費の割合が高い硬直的な財政構造が今後も続く見込まれます。

このような財政状況を踏まえ、県では「長野県行財政改革プラン」を平成19年3月に策定し、分権改革、行政システム改革、財政構造改革に取り組んでいますが、財政赤字を出すことなく安定的な財政運営を行うため、今後とも更なる歳入確保策や歳出削減策など追加の財源確保対策を行っていくこととしています。

森林整備事業については、健全な森林づくりを着実に推進していくため、厳しい財政状況の中にあっても、これまで予算を重点的に配分してきましたが、今後とも計画的に森林づくりを進めていくためには、効率的な事業の実施や国庫補助金の確保はもとより、県民の理解と協力のもと、新たな財源を早急に確保する必要があります。

図14 県予算額の推移



年 度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
県 予 算 額	11,629	11,154	10,811	10,535	9,881	9,025	9,047	8,365	8,572	8,462
公 共 事 業 費	2,737	2,258	1,881	1,632	1,317	1,089	889	716	798	741
県 単 独 事 業 費	777	559	515	464	369	300	230	226	204	203
森 林 整 備 事 業	45	43	40	54	60	57	47	48	45	47
間 伐 面 積	8,025	8,266	8,815	11,892	16,672	16,015	13,788	16,013	16,520	18,000

注：1 予算は、H10～18は最終、H19は当初。森林整備事業に県営林特別会計分を含む。  
2 間伐面積は、H10～17は実績、H18は実績見込み、H19は予算時の計画面積。